

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 9 月 3 日

福島県いわき農林事務所長

工事（委託業務）番号	第 26－36270－0039 号
工事（委託業務）名	ため池整備 0801 工事
質 問 事 項	
1 工期が 700 日と設定されていますが、施工時期がかんがい期か非かんがい期かの条件提示がありません。落水させての通年施行は可能でしょうか。また、非かんがい期のみの施工の場合、かんがいに影響のない堤外部での施工（地盤改良工、排水側溝工等）の施工は可能でしょうか。ご教示願います。	
2 発生土の残土処分において、事前に土壌中の特定有害物質測定や放射性物質濃度の測定は必要でしょうか、その結果、基準値を超えた場合は処分地の変更が生じるでしょうか。また、これらについては変更対象となるかご教示願います。	
3 仮設計画図 仮設ヤード①（A=300m2）と記載されていますが、中層混合処理施工時のプラント設置面積（A=200m2 程度）と地盤改良機械の作業スペースを考慮すると、仮設ヤード①だけでは不足であると想定されます。併せて資材運搬大型車両の回転場も必要と思われるので、追加借地は可能でしょうか。ご教示願います。	
4 地盤改良工施行箇所から約 10m のところに家屋がありますが、家屋調査の対象となるかご教示願います。	

回 答 事 項
1 かんがい期（４月から９月）は農業用水を貯水・供給する必要があるため、その期間は堤外部の工事を実施し、非かんがい期（１０月から翌年３月）に堤内や堤体盛土工事を実施する計画としております。
2 本地区は土壌汚染が想定される地域ではないため、特定有害物質の調査は不要と考えております。 ため池の水質及び底質の放射性物質濃度は平成 26 年度までに調査済みであり、水質は検出下限値未満、底質はため池放射性物質対策の要件である乾土 8,000 Bq/kg を下回っておりますので、改めての測定は不要と考えております。 ただし、基準値を超過していることが確認された場合は、処分地の変更も含め、福島県工事請負契約約款第 18 条の規定に基づき、変更協議の対象とします。
3 仮設ヤードの不足については、福島県工事請負契約約款第 18 条の規定に基づき、変更協議の対象とします。追加借地が必要と判断される場合は、発注者において土地所有者との交渉、借地契約を行います。
4 隣接の家屋、倉庫及び小屋については、令和 7 年度の実施設計時に家屋調査を実施済みです。

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 9 月 3 日

福島県いわき農林事務所長

工事（委託業務）番号	第 26－36270－0039 号
工事（委託業務）名	ため池整備 0801 工事
質 問 事 項	
1 施工箇所、及び仮設道路に支障となる立木・枝等がある場合、その伐採や処理の費用について、変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	
2 仮設の大型土のう設置はバックホウにて据付施工が計上されておりますが、ため池内へのバックホウの進入は困難と思われます。クレーンでの施工となった場合、変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	
3 上記 2 のクレーン施工となった場合、クレーン作業のヤード、及び進入路が必要と思われますが、その費用について変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	
4 ため池上流部が仮設ヤードとなっておりますが、そこまでの仮設道路の形状ではダンプの走行が困難な場合、また大型ダンプトラックでの運搬が困難な場合、変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	
5 堤体土工の施工に先立ち、底泥土の排除が必要と思われますが、その施工数量は、設計に計上されていますでしょうか？また建設汚泥となる場合、処理費用について、変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	
6 土工について、図面の着色部以外は今工事の施工対象外と考えてよろしいでしょうか？土工数量の算出根拠等がありましたらご教示願います。	
7 堤体床掘時に水替えが必要となった場合、水替え費用は変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	
8 工事箇所への出入りは市道竹ノ内 3 号を通行となりますが、大型車両の走行により舗装等が破損した場合の修繕費用、また、破損防止の為の養生費用について、変更・協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	

9 工期の設定について、標準工期より長い日数を設定されているかと思いますが、作業不能期間等の条件はありますでしょうか？または工期設定の根拠資料がありましたらご教示願います。

回 答 事 項

1 福島県工事請負契約約款第 18 条の規定に基づき、変更協議の対象とします。

2 福島県工事請負契約約款第 18 条の規定に基づき、変更協議の対象とします。ただし、現場が狭小のためクレーンの進入、設置は困難と考えております。

3 上記 2 のとおりです。

4 福島県工事請負契約約款第 18 条の規定に基づき、変更協議の対象とします。

5 底泥土の排除の施工数量は設計に計上しております。

しかし、図面が未着色でしたので、設計図面を訂正します。閲覧図書「zumen2. pdf」を御確認ください。なお、訂正箇所については、別紙正誤表を御確認願います。

また、底泥土はダンプ運搬が可能な土質を想定していますが、当初想定と異なる土質の場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条の規定に基づき、変更協議の対象とします。

6 お見込みのとおりです。

なお、上記 5 のとおり設計図を訂正しましたので、閲覧図書「zumen2. pdf」及び別紙正誤表を御確認願います。

土工数量の考え方は以下のとおりです（土量は概数）。

- ・掘削土（堤体、基礎地盤、取水施設、洪水吐） $V=4,700\text{m}^3$
⇒一部を堤体盛土、取水施設の埋戻、洪水吐の埋戻、積ブロック背面盛土へ
流用 $V=1,600\text{m}^3$
⇒残りは残土処分 $V=3,100\text{m}^3$
- ・購入土（良質土）⇒刃金土、土羽土 $V=2,600\text{m}^3$
- ・購入土（礫質土：RC-40）⇒堤体押さえ盛土、積ブロック背面盛土 $V=1,000\text{m}^3$

7 福島県工事請負契約約款第 18 条の規定に基づき、変更協議の対象とします。

8 発注者と道路管理者との協議により修繕・養生等が必要となった場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条の規定に基づき、変更協議の対象とします。

9 かんがい期（4月から9月）は農業用水を貯水・供給する必要があるため、その期間は堤外部の工事を実施し、非かんがい期（10月から翌年3月）に堤内や堤体盛土工事を実施する計画としております。